

えひめ南予子育て移住促進協議会事業誘導プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

えひめ南予子育て移住促進協議会事業誘導プロモーション業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

人口減少が進む愛媛県南予地域への子育て世帯や若年者等の移住促進と南予移住のイメージアップを図ることを目的に、愛媛県、南予9市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）や関係機関が連携して「えひめ南予子育て移住促進協議会」を設置し、持続的な移住者増加に取り組むこととしている。

本業務では、当協議会が別途実施する移住イベント及び体験ツアーの参加者を確保するため、デジタルマーケティング等の手法を活用して、移住希望者等の誘導を図ることを目的とする

4 本業務のターゲット等

大都市圏在住の子育て世帯や若年層等で、地方移住への興味・関心を有する層をターゲットとする。また、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

5 委託業務の内容

(1) 広告配信業務

- ・大都市圏等の子育て世帯や若年層等をターゲットに、特性を分析した上で、下記ア、イの集客目標を達成するため、効果的な広告を配信すること。
- ・広告媒体や配信方法は本業務の事業効果の最大化を図るため最適と考えられるもの（複数媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。
- ・原則、えひめ移住ネット内イベントページをランディングページとするが、県及びイベント業務等運営事業者と受託者で協議の上、決定する。
- ・実際に利用する媒体については、提案内容を踏まえて、協議会と受託者で協議の上、決定する。

ア 首都圏における移住イベント

- ・場所：東京都内
- ・時期：8月～11月の土日（1日）
- ・来場者数目標：150名

イ 南予地域での移住体験ツアー

- ・募集時期：6月～12月
- ・募集数：15組

(2) 効果測定及び報告業務

- ・事業の効果、実績を定量的、定性的に把握できるように数値目標を設定すると

ともに、把握方法を明確にし、下記 6 の報告を行うこと。

- ・報告に当たっては、上記 5（１）の実績、効果測定、今後のプロモーションに関する改善提案等を記載すること。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 著作権等

- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は委託者に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、委託者の承諾を受けなければならない。
- ・委託者は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。

- ・受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された委託者が所有する資料等の著作権は委託者に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、委託者はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された委託者が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、委託者は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

10 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

- ・業務の実施に当たっては、内容に疑義が生じる場合は、協議会事務局と必要な調整を行い、双方了解のもとに決定することとし、愛媛県や南予9市町が取り組む移住促進施策など関連する他事業とも緊密な連携を図り、相乗効果が得られる事業展開とすること。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。